

録画ネットサービス事件

経過

著作隣接権侵害差止請求仮処分命令申立事件

申立書：07/30/2004 付

8/13/2004 第一回審尋

答弁書：08/13/2004 付

債権者準備書面 1：08/16/2004 付

09/02/2004 第二回審尋

債務者準備書面 1：09/01/2004 付

債務者準備書面 2：09/22/2004 付

債権者準備書面 2：09/22/2004 付

決 定：10/07/2004 付

業務改変計画：その後、業務改変計画に沿って変更済み。

録画ネット 異議申立事件

12/28/2004 異議申立

答弁書：02/18/2005 付

02/23/2005 第一回審尋

準備書面 1：02/23/2005 付

03/17/2005 録画ネット追加資料提出

準備書面 2：03/17/2005 付

03/23/2005 録画ネット追加資料提出

準備書面 3：03/23/2005 付

03/23/2005 放送局追加主張提出

準備書面 1：03/23/2005 付

04/11/2005 録画ネット反論と追加主張提出

準備書面 4：04/11/2005 付

04/11/2005 第二回審尋

05/31/2005 異議審 決定

06/15/2005 東京高等裁判所へ抗告

保全抗告状：06/15/2005 付

08/10/2005 知的高等裁判所にて審尋

答弁書：08/10/2005 付

07/22/2005 本案提訴

【 1 】

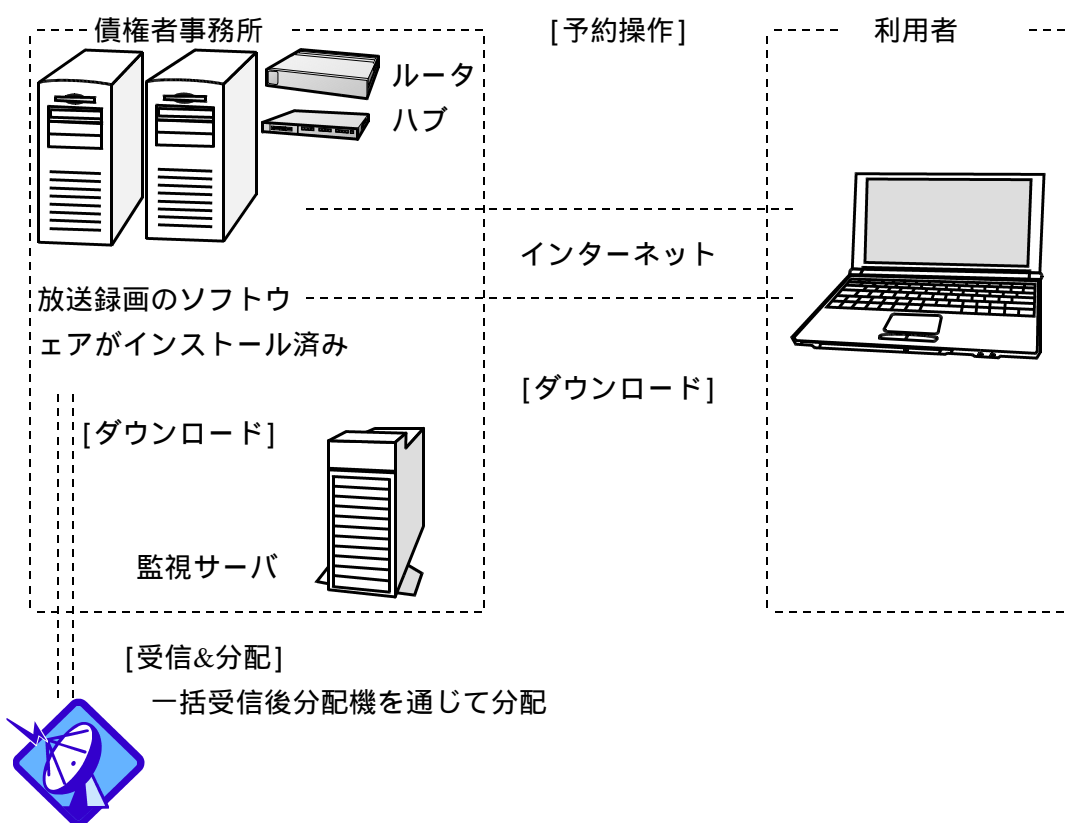
平成16年(三)22093号 著作権侵害差止請求仮処分命令申立事件

債権者 日本放送協会

債務者 有限会社エフエービジョン

決定 主文

債権者は、債務者が「録画ネット」との名称で運営している放送番組の複製・送信サービスにおいて、別紙放送目録記載の放送に係る音又は映像を、録音又は録画の対象としてはならない。



争点 本サービスにおける放送番組の複製の主体は債務者であると評価できるか
本件サービスによる放送番組の複製は「公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いた複製」といえるか(著§30)

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

- 一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。)を用いて複製する場合
- 二 技術的保護手段の回避(技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変(記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。)を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。)により可能となり、又はその結果に障害が生じなくなつた複製を、そ

の事実を知りながら行う場合

- 2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器（放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。）であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

根拠 放送に関する著作隣接権
番組に関する著作権

判断

1 複製の主体

私的複製の要件 個人的又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内
使用者自身が複製を行う

趣旨 個人が著作物を利用する方法の一つ
零細規模の複製

私的複製の幫助 適法

第三者による複製 たとえ手足として複製を行う場合であっても、
「個人的又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」の者である
場合以外は私的複製とは認められない

業として録画代行サービスを行うことは複製権を侵害する行為

債務者の管理・支配の程度と利用者の管理支配の程度を比較考量

債務者の強い管理支配性

債務者がシステムの調達設定

債務者がテレビパソコンを選定調達、設置場所は債務者事務所、ソフトウェアのインストール

債務者のシステムによって録画が自動的になされている、債務者サイト経由でのみ録画可能になっている

利用者の管理支配性は弱い

債務者以外からテレビパソコンを調達できない、設置場所も債務者事務所以外はダメ
テレビパソコンの動作は債務者サイトを通じてのみ可能

債務者サイトを通じた録画予約のみ

債務者が複製主体

【 2 】

平成16年(モ)15793号 仮処分異議申立事件

主文 1 仮処分決定を認可する

2 更正 映像 影像

判断

1 著作権法30

- ・海外に赴任する者が従来自宅にテレビアンテナが接続されたテレビパソコンを残しておき、インターネットで自己のパソコンに接続して放送を録画し、それを海外に転送する行為は適法と解することが可能
- ・日本の自宅で使用するためのテレビパソコンに各種ソフトウェアをインストールして販売する行為も違法となることはないと解することができる。

しかし、

録画について業者の関与の程度が高まるにつれて§30 や§30 柱書きの要件をみださず、海外在留邦人の複製自体が違法となり、業者の行為も海外在留邦人との共同行為、教唆又は幫助と評価される場合が生ずる

更に、

関与の程度が高まれば、業者の行為は業者が録画代行サービスを行っている場合と等価になり、複製の主体は業者であると評価

債務者の管理・支配の程度と利用者の管理・支配の程度等を比較衡量した上、主体の設定を行う

複製行為は利用者が行い、債務者は変更前後を問わず共同行為者として複製している

2 変更前の複製の主体

利用者の複製

テレビパソコンを所有して録画予約を行っているのであるから
自然的観察より利用者が複製行為を行っている

私的複製

- ・債務者は録画システムの内テレビパソコンそのソフトウェアの一部以外を所有
- ・本件録画システムを設置・管理
- ・本件サービスが海外に居住する利用者を対象に日本の放送番組をその複製物によって視聴させることを目的としたサービスであることを宣伝
- ・利用者はそれに応じて本件サービスを利用
- ・債務者は保守費用の名目で利益を得ている

複製行為は利用者と債務者が共同して行っているものと認めるべき

「その使用する者が複製する」との要件を満たさず

- ・テレビパソコンの販売
- ・利用者がテレビパソコンを所有

利用者は発注したに過ぎないと評価するのは難しい

- ・ハウジングサービスの枠を超えている
- ・在外邦人の知る権利、ハウジング業者を利用するしないでの平等原則違反
債務者に対する差し止めの事実上の効果として視聴できなくなっても、権利侵害にはならない、合理的理由のない差別取り扱いでもない

3 変更後の複製の主体

- ・疎明がない
- ・仮に変更があったとしても
 主要な目的であることには変わらない
 本件サービスの利用形態に何ら変化はもたらさない
 SSH 接続は容易ではない
 テレビアンテナは依然として債務者

事情 システムを変更

- (ア) 利用者から預かるパソコンをテレビパソコンから「パーソナルサーバ」と名称変更し、放送番組の録画のみを目的としているとの誤解を招かないようにするとともに、利用者が利用者のすべてのデジタルデータを管理、保存できることを名称面からも明らかにする。
- (イ) ネットワークセキュリティポリシーを変更し、さらに機器類を増強することによって SSH(Secure Shell,以下 SSH)ポートをそれぞれのパーソナルサーバへ開放し、SSH 接続することにより自由にログインし、電源の OFF も含めたいかなる操作も可能とする。
- (ウ) SSH ポートを開放し、SSH 接続することにより、SCP(Secure Copy)等の手順にて、利用者が要望するすべてのデジタルデータを自由にアップロード、ダウンロード可能とする。
- (エ) SSH ポートを開放し、SSH 接続することにより、利用者が要望する任意のソフトウェアを利用者自身がアップロードし、インストールし、実行することを可能とする。
- (オ) SSH ポートを開放し、SSH 接続することにより、利用者自らソフトウェアの作成を行うことを可能とする。
- (カ) WEB サーバー(サーバソフト Apache)の設定に、あらたに利用者がアップロードした WEB ページを公開する設定を追加し、利用者が任意の WEB ページを公開できる機能を追加する。
- (キ) 現状の多重ログイン禁止機構を撤廃し、利用者は利用者のパーソナルサーバに最初から直接アクセスするように改変する。
- (ク) 現状の死活監視(Ping)サーバーを停止し、利用者のパーソナルサーバが正常に動作しているかどうかの確認は行わないよう改変する。
- (ケ) 利用者からあずかるパーソナルサーバは、債務者製のパーソナルサーバに限るという条件を撤廃し、基本的にどこのメーカーのパーソナルサーバでも預かりの対象とする。
- (コ) 債務者が販売するパーソナルサーバは、債務者にて預かることが必要不可欠という条件を撤廃し、利用者が希望する場所にて利用する場合でも販売するよう改変する。
- (サ) ハウジングサービス契約が完了し、パーソナルサーバを返却するとき、ハードディスク内のデータは消去せず返却する。
- (シ) ハウジングサービス契約時、アンテナケーブル、ネットワークケーブルなどの付帯設備の一部も利用者が調達するよう改変する。
- (ス) パーソナルサーバのテレビ録画以外の機能も積極的にアピールする。
- (セ) SSH ポートを開放し、SSH 接続することにより、パーソナルサーバの最高管理権限である root 権限を利用者に委譲する事が可能となったため root のパスワードを利用者に通知する。
- (ソ) ハウジングセンターにパーソナルサーバを設置する場合、利用者自身の手で設置する選択肢を加え、判断は利用者の自由意思とする。
- (タ) 全利用者から、私的利用以外の目的には使わないという合意書を受け取る。